

平成22年12月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第30286号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年11月25日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

秋 山 直 人

稲 葉 大 和

松 本 優 子

東京都港区六本木一丁目8番7号

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

株式会社SFコーポレーション

日 置 真

上 野 克 也

主 文

- 1 被告は、原告に対し、142万3355円及びうち106万2642円に対する平成22年3月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その7を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、164万2206円及びうち149万0967円に対する平成22年3月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告との間の継続的消費貸借取引により支払われた利息の

うち利息制限法1条所定の利息の制限額を超える部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、同取引の終了日における過払金元本及び確定利息並びに同過払金元本に対する同取引の終了日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

1 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりである。証拠により容易に認めることができる事実等については、その根拠を末尾に付記した。その余の事実は、当事者間に争いがない。

- (1) 被告は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。（弁論の全趣旨）
- (2) 原告は、遅くとも平成12年4月21日までは被告との間の消費貸借取引を開始し、同日から同22年3月8日まで、被告から別紙1の各「借入額」欄記載の金員をこれに対応する各「取引日」欄記載の日に利息制限法1条所定の制限利率（以下単に「制限利率」という。）を超過する利息の約定により借り入れ、各「返済額」欄記載の金員をこれに対応する各「取引日」欄記載の日に弁済する取引（以下「本件取引」という。）をした。
- (3) 本件訴訟提起前に被告が原告に開示した取引履歴においては、本件取引に係る平成12年4月21日当時の貸付残高（制限利率を超過する利息の約定によるもの）は49万4145円とされている。

2 争点及び当事者の主張

本件の争点は、①平成12年4月21日当時の貸付残高（制限利率による引き直し計算をした後のもの。以下「当初貸付残高」という。）を0円とすることの可否、②一連計算の可否、③被告の「悪意の受益者」該当性、④消滅時効の成否である。

(1) 争点①（当初貸付残高を0円とすることの可否）について

ア 原告の主張

- (ア) 本件取引に係る当初貸付残高については、被告が立証責任を負う。被告から同立証がない以上、当初貸付残高は0円とするほかない。
- (イ) 原告と被告との間の消費貸借取引は、平成12年4月21日よりも相前から、年39.931%又はそれ以上の利率の約定の下で継続的に行われており（本件取引はその一部である。）、原告が被告に対して少なくとも別紙2記載の各弁済を行っていることなどからすると、平成12年4月21日の時点で過払金が発生していることは明らかであるから、当初貸付残高は0円とすべきである。

イ 被告の主張

- (ア) 当初貸付残高についての立証責任は原告が負担すべきであるところ、それが0円であるとは認められない。
- (イ) ただし、被告は、原告と被告との間で平成12年4月21日よりも前から消費貸借取引が行われていたことを考慮して、当初貸付残高が25万円（約定利率による貸付残高の半額程度）であったことは認める。

(2) 争点②（一連計算の可否）について

ア 原告の主張

- (ア) 本件取引は、いわゆる過払金充当合意を含む1個の基本契約に基づくものである。
- (イ) 仮に、本件取引が、被告が後記イのとおり主張するように①平成12年4月21日から同16年11月1日までの取引と②同18年2月13日から同22年3月8日までの取引に分けられるとしても、両者は事実上1個の連続した貸付取引というべきであるから、上記①の取引により発生した過払金を上記②の取引に係る新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在する。

(ウ) したがって、本件取引に係る制限利率による引き直し計算は、一連計算によってされるべきである。

イ 被告の主張

本件取引は、平成12年4月21日から同16年11月1日までの取引（以下「第1取引」という。）と、原告と被告との間で同18年2月13日に新たに締結した基本契約に基づく同日から同22年3月8日までの取引（以下「第2取引」という。）という2つの取引から構成されるものであるから、制限利率による引き直し計算は、各取引ごとに個別に行われるべきである。

(3) 争点③（被告の「悪意の受益者」該当性）について

ア 原告の主張

被告は貸金業者であり、原告から制限利率を超える利息を徴収することについて悪意であった。

イ 被告の主張

原告の主張は否認する。

被告は、本件訴訟提起によって、制限利率による引き直し計算の結果が原告から示された後に悪意の受益者になることはあっても、それ以前の時点において悪意の受益者とされる理由はない。

(4) 争点④（消滅時効の成否）について

ア 被告の主張

過払金返還債務は、個々の弁済によって過払金が発生する都度個別に発生し、それらの消滅時効は、同各時点を起算点として、それぞれ個別に進行する。

したがって、本件訴訟が提起された平成22年8月11日の時点で10年の期間が経過した過払金返還債務は、時効消滅しているものである。

イ 原告の主張

原告は、被告との間で、いわゆる過払金充当合意を含む基本契約に基づき、借入れ及び返済を継続的に行ってきたものであるところ、このような場合の過払金返還請求権の消滅時効の起算点は取引の終了時である。

本件取引が終了したのは平成22年3月8日であるから、原告の過払金返還債務の消滅時効は完成していない。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（当初貸付残高を0円とすることの可否）について

- (1) 原告と被告との間の消費貸借取引が平成12年4月21日より前から開始されていたことについては当事者間に争いが無いところ、甲ロ1の1ないし30によれば、原告は、遅くとも平成8年11月26日までは被告との間で消費貸借取引を開始しており、被告に対し、別紙2のとおり、同日から同12年2月17日までの間に30回にわたって合計65万7000円を支払っていたことが認められ、同事実によれば、原告と被告の間では、この期間内に貸付けと弁済が繰り返されており、上記各支払もその一部であることを推認するのが相当である。

そして、甲2によれば、平成12年4月21日当時被告が適用していた約定利率は39.931%であることが認められ、それまでの取引においても同様の利率が適用されていたことが推認されること、遅くとも原告と被告との間の消費貸借取引が開始された平成8年11月26日から同12年4月21日までは約3年5か月間が経過していることを考慮すると、同日の時点で制限利率による引き直し計算をすれば、元金は完済され、過払金が発生していたと推認するのが相当である。この点について、被告は、当初貸付残高が25万円まで減少していたことを自認するにとどまるが、甲2及び乙ロ2によれば、第2取引で適用されていた約定利率は29.2%ないし18%であるが、それでも約3年8か月で過払金が発生するに至っていることが認められることに照らすと、平成12年4月21の時点においては、上記認定

のとおり過払金が発生するに至っていたと認めるのが相当というべきであり、被告の上記主張は採用することができない。

(2) したがって、当初貸付残高は0円とするのが相当である。

2 争点②（一連計算の可否）について

(1) 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である（最高裁平成18年（受）第1187号同19年2月13日第三小法廷判決・民集61巻1号182頁，最高裁平成18年（受）第1887号同19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、

上記合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁平成18年（受）第2268号同20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁参照）。

- (2) 乙ロ1によれば、原告及び被告は、平成18年2月13日に「借入限度基本契約書」を作成し、借入限度額を50万円、利息を29.2%とする基本契約を締結していることが認められ、第2取引は同基本契約に基づくものといえる。他方、第1取引はそれよりも前に締結された別の基本契約に基づくものと解されるから、本件取引が、全体を通じて、貸付限度額を定めて継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることが予定された1個の基本契約に基づくものであったということとはできない。

そうすると、前記(1)で説示したところによれば、第1取引によって発生した過払金は、これを新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第2取引に係る借入金債務には充当されないことになる。そこで、同特段の事情の有無について検討するに、①第1取引による貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間は約4年6か月間であるのに対し、②第1取引の最終の弁済から第2取引の最初の貸付けまでの期間は約1年3か月間であり、③第1取引と第2取引とでは50万円という借入限度額や29.2%という約定利率といった基本契約の条件は同じであり（甲2、乙ロ1）、④その余の事情は不明である。

確かに、上記③の事情は軽視することはできず、また、上記①の期間に対して上記②の期間が圧倒的に長いとまではいえない。しかし、第1取引においては、平成12年6月20日に2万4000円の追加貸付けがされた後、ほぼ毎月において弁済が続けられ、同16年11月1日には端数調整を含むと考えられる1万4594円が弁済されたことによって約定利率による貸付残高はなくなり、その後、それまでに原告及び被告が経験したことのなかった約1年3か月もの空白期間を経て、改めて被告において原告から免許証の

提示を受けた上で第2取引開始のために契約書を取り交わしたという事実（乙口1）は、なお大きく考慮せざるを得ない。

以上によれば、第1取引に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1取引と第2取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することはできないものといわざるを得ないから、第1取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するということはできず、そのほか、前記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。

- (3) したがって、本件取引に係る制限利率による引き直し計算は、その全体を一連計算によって行うのではなく、第1取引と第2取引に分けて行うのが相当である。

3 争点③（被告の「悪意の受益者」該当性）について

- (1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

- (2) これを本件についてみると、被告は、貸金業者として、制限利率を超過した利率で原告に貸付けを行い、制限超過部分を含む弁済を受領したことが明らかであるところ、被告は、原告との取引につき貸金業法43条1項の適用があること、又は前記特段の事情につきなんら主張立証をしていない。

- (3) 以上によれば、被告は、民法704条の「悪意の受益者」と推定され、原告に対し、原告の弁済により生じた過払金につき、その発生時からの法定利息を付して返還する義務を負うこととなる。

したがって、本件取引については、被告が悪意の受益者であることを前提として、制限利率による引き直し計算をするのが相当であり、その結果は、第1取引につき別紙3-1のとおりとなり、第2取引につき別紙3-2のとおりとなる。

4 争点④（消滅時効の成否）について

- (1) 継続的な消費貸借取引に関する基本契約が、借入金債務につき利息制限法1条所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生したときには、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな過払金債務に充当する旨の合意を含む場合は、上記取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、上記取引が終了したときから進行するものと解するのが相当である（最高裁平成20年（受）第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁参照）。
- (2) 前記2(2)のとおり、第1取引及び第2取引はいずれもいわゆる過払金充当合意を含む基本契約に基づくものであり、前記(1)で説示したところによれば、上記各取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、上記各取引が終了したときから進行するところ、本件全証拠によっても、上記特段の事情は認められない。
- (3) 第1取引及び第2取引がそれぞれ終了した各時点を起算点とした場合、消滅時効が完成していないことは明らかである。

したがって、被告の消滅時効の主張は理由がない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、142万3355円及びうち106万2642円に対する平成22年3月9日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

なお、仮執行免脱宣言については、相当でないからこれを付さないこととす

る。

東京地方裁判所民事第48部

裁 判 官 品 田 幸 男

別紙1

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 SFコーポレーション

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
2000/4/21		25,000		0%	0		-25,000	0	0	0
2000/5/15		25,000	24	0%	0	25,000	-50,000	0	.81	0
2000/6/19		25,000	35	0%	0	25,000	-75,000	0	239	0
2000/6/20	24,000		1	0%	0	0	-51,330	0	10	330
2000/7/14		23,000	24	0%	0	23,000	-74,330	0	168	0
2000/8/18		18,000	35	0%	0	18,000	-92,330	0	355	0
2000/9/19		18,000	32	0%	0	18,000	-110,330	0	403	0
2000/10/16		25,000	27	0%	0	25,000	-135,330	0	406	0
2000/11/24		24,000	39	0%	0	24,000	-159,330	0	721	0
2000/12/18		13,000	24	0%	0	13,000	-172,330	0	522	0
2000/12/31			13	0%	0	0	-172,330	0	306	0
2001/1/16		11,000	16	0%	0	11,000	-183,330	0	377	0
2001/3/1		22,000	44	0%	0	22,000	-205,330	0	1,105	0
2001/3/28		13,000	27	0%	0	13,000	-218,330	0	759	0
2001/4/27		17,000	30	0%	0	17,000	-235,330	0	897	0
2001/5/28		19,000	31	0%	0	19,000	-254,330	0	999	0
2001/7/3		18,000	36	0%	0	18,000	-272,330	0	1,254	0
2001/8/1		16,000	29	0%	0	16,000	-288,330	0	1,081	0
2001/8/30		15,000	29	0%	0	15,000	-303,330	0	1,145	0
2001/9/25		16,000	26	0%	0	16,000	-319,330	0	1,080	0
2001/11/9		20,000	45	0%	0	20,000	-339,330	0	1,968	0
2001/12/10		5,000	31	0%	0	5,000	-344,330	0	1,440	0
2001/12/14		15,000	4	0%	0	15,000	-359,330	0	188	0
2002/1/11		20,000	28	0%	0	20,000	-379,330	0	1,378	0
2002/1/31		16,000	20	0%	0	16,000	-395,330	0	1,039	0
2002/3/6		13,000	34	0%	0	13,000	-408,330	0	1,841	0
2002/3/29		14,000	23	0%	0	14,000	-422,330	0	1,286	0
2002/4/30		13,000	32	0%	0	13,000	-435,330	0	1,851	0
2002/5/31		12,000	31	0%	0	12,000	-447,330	0	1,848	0
2002/7/2		12,000	32	0%	0	12,000	-459,330	0	1,960	0
2002/7/31		11,000	29	0%	0	11,000	-470,330	0	1,824	0
2002/9/3		12,000	34	0%	0	12,000	-482,330	0	2,190	0
2002/10/1		12,000	28	0%	0	12,000	-494,330	0	1,850	0
2002/10/31		11,000	30	0%	0	11,000	-505,330	0	2,031	0
2002/11/29		11,000	29	0%	0	11,000	-516,330	0	2,007	0
2002/12/30		12,000	31	0%	0	12,000	-528,330	0	2,192	0
2003/1/31		12,000	32	0%	0	12,000	-540,330	0	2,315	0
2003/3/6		13,000	34	0%	0	13,000	-553,330	0	2,516	0
2003/4/1		12,000	26	0%	0	12,000	-565,330	0	1,970	0
2003/5/2		13,000	31	0%	0	13,000	-578,330	0	2,400	0
2003/6/2		12,000	31	0%	0	12,000	-590,330	0	2,455	0
2003/6/30		12,000	28	0%	0	12,000	-602,330	0	2,264	0
2003/7/31		13,000	31	0%	0	13,000	-615,330	0	2,557	0
2003/8/29		13,000	29	0%	0	13,000	-628,330	0	2,444	0
2003/10/2		13,000	34	0%	0	13,000	-641,330	0	2,926	0
2003/11/4		30,000	33	0%	0	30,000	-671,330	0	2,899	0
2003/11/21		30,000	17	0%	0	30,000	-701,330	0	1,563	0
2003/12/31			40	0%	0	0	-701,330	0	3,842	0
2004/1/13		30,000	13	0%	0	30,000	-731,330	0	1,245	0
2004/2/2		30,000	20	0%	0	30,000	-761,330	0	1,998	0
2004/3/1		30,000	28	0%	0	30,000	-791,330	0	2,912	0
2004/3/24		30,000	23	0%	0	30,000	-821,330	0	2,486	0
2004/4/30		30,000	37	0%	0	30,000	-851,330	0	4,151	0
2004/6/1		15,000	32	0%	0	15,000	-866,330	0	3,721	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 SFコーポレーション

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
2004/7/1		15,000	30	0%	0	15,000	-881,330	0	3,550	0
2004/7/15		20,000	14	0%	0	20,000	-901,330	0	1,685	0
2004/8/4		5,000	20	0%	0	5,000	-906,330	0	2,462	0
2004/9/1		20,000	28	0%	0	20,000	-926,330	0	3,466	0
2004/10/1		15,000	30	0%	0	15,000	-941,330	0	3,796	0
2004/11/1		14,594	31	0%	0	14,594	-955,924	0	3,986	0
2005/12/31			425	0%	0	0	-955,924	0	55,653	0
2006/2/13	45		44	0%	0	0	-955,924	0	5,761	45
2006/2/13	500,000		0	0%	0	0	-621,373	0	0	165,449
2006/3/1		20,000	16	0%	0	20,000	-641,373	0	1,361	0
2006/4/3		20,000	33	0%	0	20,000	-661,373	0	2,899	0
2006/4/6	20,000		3	0%	0	0	-645,904	0	271	4,531
2006/5/3		20,000	27	0%	0	20,000	-665,904	0	2,388	0
2006/5/3	8,000		0	0%	0	0	-660,292	0	0	2,388
2006/6/5		16,000	33	0%	0	16,000	-676,292	0	2,984	0
2006/7/10		20,000	35	0%	0	20,000	-696,292	0	3,242	0
2006/8/3		17,000	24	0%	0	17,000	-713,292	0	2,289	0
2006/9/9		20,000	37	0%	0	20,000	-733,292	0	3,615	0
2006/9/9	5,000		0	0%	0	0	-733,292	0	0	5,000
2006/9/12	15,000		3	0%	0	0	-725,723	0	301	7,431
2006/10/3		20,000	21	0%	0	20,000	-745,723	0	2,087	0
2006/11/6		20,000	34	0%	0	20,000	-765,723	0	3,473	0
2006/12/4		20,000	28	0%	0	20,000	-785,723	0	2,937	0
2006/12/4	20,000		0	0%	0	0	-774,220	0	0	8,497
2006/12/7	9,000		3	0%	0	0	-765,538	0	318	318
2007/1/4		20,000	28	0%	0	20,000	-785,538	0	2,936	0
2007/1/14	8,000		10	0%	0	0	-781,550	0	1,076	4,012
2007/2/5		22,000	22	0%	0	22,000	-803,550	0	2,355	0
2007/3/2		20,000	25	0%	0	20,000	-823,550	0	2,751	0
2007/4/2		20,000	31	0%	0	20,000	-843,550	0	3,497	0
2007/5/2		20,000	30	0%	0	20,000	-863,550	0	3,466	0
2007/6/1		20,000	30	0%	0	20,000	-883,550	0	3,548	0
2007/6/25	40,000		24	0%	0	0	-862,071	0	2,904	18,521
2007/7/2		20,000	7	0%	0	20,000	-882,071	0	826	0
2007/7/23	12,000		21	0%	0	0	-873,434	0	2,537	3,363
2007/8/6		22,000	14	0%	0	22,000	-895,434	0	1,675	0
2007/8/13	10,000		7	0%	0	0	-887,967	0	858	2,533
2007/9/4		20,000	22	0%	0	20,000	-907,967	0	2,676	0
2007/10/1		20,000	27	0%	0	20,000	-927,967	0	3,358	0
2007/11/5		14,000	35	0%	0	14,000	-941,967	0	4,449	0
2007/12/3		13,000	28	0%	0	13,000	-954,967	0	3,613	0
2007/12/31			28	0%	0	0	-954,967	0	3,662	0
2008/1/4		20,000	4	0%	0	20,000	-974,967	0	521	0
2008/2/5		20,000	32	0%	0	20,000	-994,967	0	4,262	0
2008/3/4		20,000	28	0%	0	20,000	-1,014,967	0	3,805	0
2008/4/4		20,000	31	0%	0	20,000	-1,034,967	0	4,298	0
2008/5/7		20,000	33	0%	0	20,000	-1,054,967	0	4,665	0
2008/6/5		20,000	29	0%	0	20,000	-1,074,967	0	4,179	0
2008/7/4		20,000	29	0%	0	20,000	-1,094,967	0	4,258	0
2008/8/5		20,000	32	0%	0	20,000	-1,114,967	0	4,786	0
2008/9/4		19,500	30	0%	0	19,500	-1,134,467	0	4,569	0
2008/10/2		20,000	28	0%	0	20,000	-1,154,467	0	4,339	0
2008/10/31		19,000	29	0%	0	19,000	-1,173,467	0	4,573	0
2008/12/4		20,000	34	0%	0	20,000	-1,193,467	0	5,450	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 SFコーポレーション

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
2008/12/29		19,500	25	0%	0	19,500	-1,212,967	0	4,076	0
2008/12/31			2	0%	0	0	-1,212,967	0	331	0
2009/2/5		20,000	36	0%	0	20,000	-1,232,967	0	5,981	0
2009/3/5		20,000	28	0%	0	20,000	-1,252,967	0	4,729	0
2009/4/6		20,000	32	0%	0	20,000	-1,272,967	0	5,492	0
2009/5/7		20,000	31	0%	0	20,000	-1,292,967	0	5,405	0
2009/6/4		20,000	28	0%	0	20,000	-1,312,967	0	4,959	0
2009/7/6		20,000	32	0%	0	20,000	-1,332,967	0	5,755	0
2009/8/6		20,000	31	0%	0	20,000	-1,352,967	0	5,660	0
2009/9/7		19,000	32	0%	0	19,000	-1,371,967	0	5,930	0
2009/10/6		20,000	29	0%	0	20,000	-1,391,967	0	5,450	0
2009/11/5		20,000	30	0%	0	20,000	-1,411,967	0	5,720	0
2009/12/4		19,000	29	0%	0	19,000	-1,430,967	0	5,609	0
2010/1/5		20,000	32	0%	0	20,000	-1,450,967	0	6,272	0
2010/2/5		20,000	31	0%	0	20,000	-1,470,967	0	6,161	0
2010/3/8		20,000	31	0%	0	20,000	-1,490,967	0	6,246	0
									未充当計	
									151,239	

	年月日	借入金額	弁済額	書証
1	H8. 11. 26		30,000	甲口1の1
2	H9. 3. 28		23,000	甲口1の2
3	H9. 5. 15		23,000	甲口1の3
4	H10. 1. 12		20,000	甲口1の4
5	H10. 2. 5		20,000	甲口1の5
6	H10. 3. 13		20,000	甲口1の6
7	H10. 4. 8		23,000	甲口1の7
8	H10. 5. 11		10,000	甲口1の8
9	H10. 5. 12		13,000	甲口1の9
10	H10. 6. 8		23,000	甲口1の10
11	H10. 7. 6		20,000	甲口1の11
12	H10. 7. 13		22,000	甲口1の12
13	H10. 8. 11		30,000	甲口1の13
14	H10. 9. 14		15,000	甲口1の14
15	H10. 9. 17		10,000	甲口1の15
16	H10. 10. 12		30,000	甲口1の16
17	H10. 11. 12		23,000	甲口1の17
18	H10. 12. 14		25,000	甲口1の18
19	H11. 1. 12		25,000	甲口1の19
20	H11. 2. 12		25,000	甲口1の20
21	H11. 3. 12		25,000	甲口1の21
22	H11. 4. 12		25,000	甲口1の22
23	H11. 5. 13		30,000	甲口1の23
24	H11. 7. 13		25,000	甲口1の24
25	H11. 9. 13		25,000	甲口1の25
26	H11. 10. 13		20,000	甲口1の26
27	H11. 11. 10		25,000	甲口1の27
28	H11. 12. 14		23,000	甲口1の28
29	H11. 12. 21		4,000	甲口1の29
30	H12. 2. 17		25,000	甲口1の30
31				
32		合計	657,000	

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
								0		
1	H12.4.21			0.18						
2	H12.4.21		25,000	0.18	0	0	0	-25,000	0	0
3	H12.5.15		25,000	0.18	24	0	0	-50,000	-81	-81
4	H12.6.19		25,000	0.18	35	0	0	-75,000	-239	-320
5	H12.6.20	24,000		0.18	1	0	0	-51,330	-10	0
6	H12.7.14		23,000	0.18	24	0	0	-74,330	-168	-168
7	H12.8.18		18,000	0.18	35	0	0	-92,330	-355	-523
8	H12.9.9		18,000	0.18	22	0	0	-110,330	-277	-800
9	H12.10.16		25,000	0.18	37	0	0	-135,330	-557	-1,357
10	H12.11.24		24,000	0.18	39	0	0	-159,330	-721	-2,078
11	H12.12.18		13,000	0.18	24	0	0	-172,330	-522	-2,600
12	H13.1.16		11,000	0.18	29	0	0	-183,330	-683	-3,283
13	H13.3.1		22,000	0.18	44	0	0	-205,330	-1,105	-4,388
14	H13.3.28		13,000	0.18	27	0	0	-218,330	-759	-5,147
15	H13.4.27		17,000	0.18	30	0	0	-235,330	-897	-6,044
16	H13.5.28		19,000	0.18	31	0	0	-254,330	-999	-7,043
17	H13.7.3		18,000	0.18	36	0	0	-272,330	-1,254	-8,297
18	H13.8.1		16,000	0.18	29	0	0	-288,330	-1,081	-9,378
19	H13.8.30		15,000	0.18	29	0	0	-303,330	-1,145	-10,523
20	H13.9.25		16,000	0.18	26	0	0	-319,330	-1,080	-11,603
21	H13.11.9		20,000	0.18	45	0	0	-339,330	-1,968	-13,571
22	H13.12.10		5,000	0.18	31	0	0	-344,330	-1,440	-15,011
23	H13.12.14		15,000	0.18	4	0	0	-359,330	-188	-15,199
24	H14.1.11		20,000	0.18	28	0	0	-379,330	-1,378	-16,577
25	H14.1.31		16,000	0.18	20	0	0	-395,330	-1,039	-17,616
26	H14.3.6		13,000	0.18	34	0	0	-408,330	-1,841	-19,457
27	H14.3.29		14,000	0.18	23	0	0	-422,330	-1,286	-20,743
28	H14.4.30		13,000	0.18	32	0	0	-435,330	-1,851	-22,594
29	H14.5.31		12,000	0.18	31	0	0	-447,330	-1,848	-24,442
30	H14.7.2		12,000	0.18	32	0	0	-459,330	-1,960	-26,402
31	H14.7.31		11,000	0.18	29	0	0	-470,330	-1,824	-28,226
32	H14.9.3		12,000	0.18	34	0	0	-482,330	-2,190	-30,416
33	H14.10.1		12,000	0.18	28	0	0	-494,330	-1,850	-32,266
34	H14.10.31		11,000	0.18	30	0	0	-505,330	-2,031	-34,297
35	H14.11.29		11,000	0.18	29	0	0	-516,330	-2,007	-36,304
36	H14.12.30		12,000	0.18	31	0	0	-528,330	-2,192	-38,496
37	H15.1.31		12,000	0.18	32	0	0	-540,330	-2,315	-40,811
38	H15.3.6		13,000	0.18	34	0	0	-553,330	-2,516	-43,327
39	H15.4.1		12,000	0.18	26	0	0	-565,330	-1,970	-45,297
40	H15.5.2		13,000	0.18	31	0	0	-578,330	-2,400	-47,697
41	H15.6.2		12,000	0.18	31	0	0	-590,330	-2,455	-50,152
42	H15.6.30		12,000	0.18	28	0	0	-602,330	-2,264	-52,416
43	H15.7.31		13,000	0.18	31	0	0	-615,330	-2,557	-54,973
44	H15.8.29		13,000	0.18	29	0	0	-628,330	-2,444	-57,417
45	H15.10.2		13,000	0.18	34	0	0	-641,330	-2,926	-60,343
46	H15.11.4		30,000	0.18	33	0	0	-671,330	-2,899	-63,242
47	H15.11.21		30,000	0.18	17	0	0	-701,330	-1,563	-64,805
48	H16.1.13		30,000	0.18	53	0	0	-731,330	-5,088	-69,893
49	H16.2.2		30,000	0.18	20	0	0	-761,330	-1,998	-71,891
50	H16.3.1		30,000	0.18	28	0	0	-791,330	-2,912	-74,803
51	H16.3.24		30,000	0.18	23	0	0	-821,330	-2,486	-77,289
52	H16.4.30		30,000	0.18	37	0	0	-851,330	-4,151	-81,440
53	H16.6.1		15,000	0.18	32	0	0	-866,330	-3,721	-85,161
54	H16.7.1		15,000	0.18	30	0	0	-881,330	-3,550	-88,711
55	H16.7.15		20,000	0.18	14	0	0	-901,330	-1,685	-90,396
56	H16.8.4		5,000	0.18	20	0	0	-906,330	-2,462	-92,858
57	H16.9.1		20,000	0.18	28	0	0	-926,330	-3,466	-96,324
58	H16.10.1		15,000	0.18	30	0	0	-941,330	-3,796	-100,120
59	H16.11.1		14,594	0.18	31	0	0	-955,924	-3,986	-104,106
60	H22.3.8			0.18	1,953	0	0	-955,924	-255,611	-359,717

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
1	H18. 2. 13	45		0.18				45		
2	H18. 2. 13	500,000		0.18	0	0	0	500,045	0	0
3	H18. 3. 1		20,000	0.18	16	3,945	0	483,990	0	0
4	H18. 4. 3		20,000	0.18	33	7,876	0	471,866	0	0
5	H18. 4. 6	20,000		0.18	3	698	698	491,866	0	0
6	H18. 5. 3		20,000	0.18	27	6,549	0	479,113	0	0
7	H18. 5. 3	3,000		0.18	0	0	0	487,113	0	0
8	H18. 6. 5		16,000	0.18	33	7,927	0	479,040	0	0
9	H18. 7. 10		20,000	0.18	35	8,268	0	467,308	0	0
10	H18. 8. 3		17,000	0.18	24	5,530	0	455,838	0	0
11	H18. 9. 9		20,000	0.18	37	8,317	0	444,155	0	0
12	H18. 9. 9	5,000		0.18	0	0	0	449,155	0	0
13	H18. 9. 12	15,000		0.18	3	664	664	464,155	0	0
14	H18. 10. 3		20,000	0.18	21	4,806	0	449,625	0	0
15	H18. 11. 6		20,000	0.18	34	7,538	0	437,163	0	0
16	H18. 12. 4		20,000	0.18	28	6,036	0	423,199	0	0
17	H18. 12. 4	20,000		0.18	0	0	0	443,199	0	0
18	H18. 12. 7	9,000		0.18	3	655	655	452,199	0	0
19	H19. 1. 4		20,000	0.18	28	6,244	0	439,098	0	0
20	H19. 1. 14	8,000		0.18	10	2,165	2,165	447,098	0	0
21	H19. 2. 5		22,000	0.18	22	4,850	0	432,113	0	0
22	H19. 3. 2		20,000	0.18	25	5,327	0	417,440	0	0
23	H19. 4. 2		20,000	0.18	31	6,381	0	403,821	0	0
24	H19. 5. 2		20,000	0.18	30	5,974	0	389,795	0	0
25	H19. 6. 1		20,000	0.18	30	5,766	0	375,561	0	0
26	H19. 6. 25	40,000		0.18	24	4,444	4,444	415,561	0	0
27	H19. 7. 2		20,000	0.18	7	1,434	0	401,439	0	0
28	H19. 7. 23	12,000		0.18	21	4,157	4,157	413,439	0	0
29	H19. 8. 6		22,000	0.18	14	2,854	0	398,450	0	0
30	H19. 8. 13	10,000		0.18	7	1,375	1,375	408,450	0	0
31	H19. 9. 4		20,000	0.18	22	4,431	0	394,256	0	0
32	H19. 10. 1		20,000	0.18	27	5,249	0	379,505	0	0
33	H19. 11. 5		14,000	0.18	35	6,550	0	372,055	0	0
34	H19. 12. 3		13,000	0.18	28	5,137	0	364,192	0	0
35	H20. 1. 4		20,000	0.18	32	5,745	0	349,937	0	0
36	H20. 2. 5		20,000	0.18	32	5,507	0	335,444	0	0
37	H20. 3. 4		20,000	0.18	28	4,619	0	320,063	0	0
38	H20. 4. 4		20,000	0.18	31	4,879	0	304,942	0	0
39	H20. 5. 7		20,000	0.18	33	4,949	0	289,891	0	0
40	H20. 6. 5		20,000	0.18	29	4,134	0	274,025	0	0
41	H20. 7. 4		20,000	0.18	29	3,908	0	257,933	0	0
42	H20. 8. 5		20,000	0.18	32	4,059	0	241,992	0	0
43	H20. 9. 4		19,500	0.18	30	3,570	0	226,062	0	0
44	H20. 10. 2		20,000	0.18	28	3,112	0	209,174	0	0
45	H20. 10. 31		19,000	0.18	29	2,983	0	193,157	0	0
46	H20. 12. 4		20,000	0.18	34	3,229	0	176,386	0	0
47	H20. 12. 29		19,500	0.18	25	2,168	0	159,054	0	0
48	H21. 2. 5		20,000	0.18	38	2,980	0	142,034	0	0
49	H21. 3. 5		20,000	0.18	28	1,961	0	123,995	0	0
50	H21. 4. 6		20,000	0.18	32	1,956	0	105,951	0	0
51	H21. 5. 7		20,000	0.18	31	1,619	0	87,570	0	0
52	H21. 6. 4		20,000	0.18	28	1,209	0	68,779	0	0
53	H21. 7. 6		20,000	0.18	32	1,085	0	49,864	0	0
54	H21. 8. 6		20,000	0.18	31	762	0	30,626	0	0
55	H21. 9. 7		19,000	0.18	32	483	0	12,109	0	0
56	H21. 10. 6		20,000	0.18	29	173	0	-7,718	0	0
57	H21. 11. 5		20,000	0.18	30	0	0	-27,718	-31	-31
58	H21. 12. 4		19,000	0.18	29	0	0	-46,718	-110	-141
59	H22. 1. 5		20,000	0.18	32	0	0	-66,718	-204	-345
60	H22. 2. 5		20,000	0.18	31	0	0	-86,718	-283	-628
61	H22. 3. 8		20,000	0.18	31	0	0	-106,718	-368	-996

これは正本である。

平成22年12月27日

東京地方裁判所民事第48部

裁判所書記官

黒川篤法

